

指定障害福祉サービス（生活介護） 重要事項説明書

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 川辺町社会福祉協議会
所 在 地	岐阜県加茂郡川辺町石神128番地
電 話 番 号	0574-53-2121
代表者氏名	会 長 加 藤 孝 明
設立年月日	平成3年2月1日

2. 利用施設

事業所の種類	指定障害福祉サービス 生活介護 平成24年4月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	ゆうゆう舎川辺 (2111300238)
事業所の所在地	岐阜県加茂郡川辺町中川辺1110番地1
連絡先	電話番号 0574-53-6120 FAX 同じ
管理者	伊藤 弘幸
サービス管理責任者	鈴木 佳代子
サービスの実施地域	川辺町・美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡の全域
主たる対象者	知的障害者・精神障害者・身体障害者
定員	20人
開始年月日	平成24年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により食事の介護、排泄介護、訓練、創作活動、生産活動等を行い、心のリフレッシュを図ると共に自らの精神的パワーを向上できるための支援を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめ細かな生活介護サービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造 2 階
	敷地面積	680. 80 m ²
	延べ床面積	356. 40 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備考
訓練室兼食堂	1 室	92.06 m ²
多目的室	1 室	26.40 m ²
保健室	1 室	29.16 m ²
玄関	1 カ所	8.80 m ²
トイレ（中央）	2 室（男女別）	12.96 m ²
事務所	1 室	8.80 m ²
洗面所	1 室	10.08 m ²
職員休憩室	1 室	17.60 m ²
職員トイレ（北側）	1 室	9.40 m ²
キッチン	1 室	8.80 m ²
相談室	1 室	17.04 m ²
作業室	1 室	53.36 m ²
更衣室	2 室	11.73 m ²
作業室トイレ	3 室	10.52 m ²
訓練室	1 室	34.01 m ²
訓練室（和室）	1 室	19.82 m ²

※スプリンクラー設置

※当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しております。

5. サービス提供職員の設備状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1. 0	
サービス管理責任者	1	1				1. 0	
看護師	2			2		1. 4	
生活支援員	6	2	1	2	1	4. 8	

運転手	2			1	1		
-----	---	--	--	---	---	--	--

※当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

※常勤換算とは

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週：40 時間）で除した数です。

（ア）各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8:15～17:00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8:15～17:00）
看護師	正規の勤務時間帯（8:15～17:00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8:15～17:00）
運転手	正規の勤務時間帯（8:15～17:00）

（イ）営業日と営業時間

営 業 日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休業）

営業時間：8:15～17:00

（ロ）サービス提供時間：9：30～15：30

6. サービスの提供内容

（1）介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います。
訓練	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。
介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービス利用している利用者が、心身の状況の変化により、5 日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月 2 回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

創作的活動	創作的活動の機会を提供します。 ①音楽療法 ②茶道教室 ③運動教室 ④その他レクリエーション活動等
生産活動	軽作業等の生産活動の機会を提供します。 ①ばかし作り ②衣類ハンガー組み立て ③その他生産活動
送迎サービス	利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 (他業者に取次) 食事時間 昼食 12:00～13:00	実費
創作的活動及び生産活動	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用を頂きます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	実費
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	実費

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて提供します。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付します。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料（厚生労働大臣の定める基準により算出して額）のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する。）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容料金

上記「6. サービス提供の内容 (2) 介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の 2 日前までに当事業所まで申し出てください。

なお、サービス利用日の 2 日前までに申し出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（実費相当額）1 日当たり	1 日利用金の 1/2
---------------------	-------------

(4) 利用料金のお支払い方法

前記 (1) (2) (3) の料金は 1 カ月ごとに計算し、ご請求しますので、20 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

①当事業所窓口での現金払い

②下記の指定口座への振り込み

大垣共立銀行川辺支店 普通預金

③金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：大垣共立銀行川辺支店

東濃信用金庫川辺支店

J A 美濃加茂農協川辺支店

ゆうちょ銀行川辺支店

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保存します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9:00～16:00 です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」）に基づき情報提供をいたします。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名：_____ 診療科：_____ 主治医：_____ 所在地：_____ 電話番号：_____
緊急連絡先 1	住所：_____ 電話番号：_____ 氏名：_____ 続柄：_____
緊急連絡先 2	住所：_____ 電話番号：_____ 氏名：_____ 続柄：_____

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1)

当事業所ご利用相談窓口	・窓口担当者：伊藤 弘幸 ・ご利用時間：9:00～17:00 ・利用曜日：月曜日～金曜日（但し、祝日は休み） ・電話番号：0574-53-6120 ・FAX：同上 ・担当者が不在の場合は、下記事業所事務所までお申し出ください。
事業所事務局	・所在地：岐阜県加茂郡川辺町石神 128 ・利用時間：月～金曜日（9:00～17:00） （但し、祝日は休み） ・電話番号：0574-53-2121 ・FAX：0574-53-6162
川辺町役場	・所在地：岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4 ・利用時間：月～金曜日（9:00～17:00） （但し、祝日は休み） ・電話番号：0574-53-2511（住民課）
県運営適正化委員会	・所在地：岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 （岐阜県福祉農業会館内） ・利用時間：月～金曜日（9:00～17:00）

	(但し、祝日は休み) ・ 電話番号 : 058-278-5136 ・ F A X : 058-278-5137
--	---

(2) 虐待防止に関する相談窓口

当事業所窓口	・ 窓口担当者：伊藤 弘幸 ・ ご利用時間：9:00～17:00 ・ 利用曜日：月曜日～金曜日（但し、祝日は休み） ・ 電話番号：0574-53-6120 ・ F A X：同上
--------	--

11. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	濃飛ファミリークリニック		
医院長名	佐 藤 哲 也		
所在地	岐阜県加茂郡川辺町西栃井 1225-1		
電話番号	0574-53-3111		
診療科	内科	入院設備	無し

(2)

医療機関の名称	田原医院		
医院長名	田 原 誠		
所在地	岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1544		
電話番号	0574-53-5588		
診療科	内科・外科	入院設備	有り

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応します。
平時の訓練	・ 別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・ 自動火災報知器 有 ・ 誘導灯 有 ・ ガス漏れ報知器 有 ・ 非常通報装置 有 ・ カーテン等は防災性能のある物を使用 ・ セコム導入 (その他、拡声器・携帯ラジオ・懐中電灯等)
消防計画	消防署への届出日：平成 25 年 2 月 15 日 防火管理者：三宅 広章
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

	加入保険会社名：建物：岐阜県農業共済 事故：全国社会福祉法人の保険
設備・器具の利用	事業所内の設備。器具は本来の利用方法に従ってご利用ください。これに反したご利用により損害が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	室内禁煙（1 カ所喫煙場所を設けております。）
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者さんにつきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定障害福祉サービス事業生活介護の提供及び利用の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 : 川辺町社会福祉協議会指定障害福祉サービス生活介護事業所
ゆうゆう舎川辺

説明者職名 : 管理者

氏 名 : 伊 藤 弘 幸 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害サービス事業生活介護の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所 : _____

氏 名 : _____ 印

代理人住所 : _____

氏 名 : _____ 印

続 柄 : _____